



自動火災報知設備の設置は、令第21条第1項および第3項に規定されており、防火対象物の用途、延べ面積、特定の構造などにより設置が義務付けられる。

1. 防火対象物の用途に着目して義務付けられるもの

主たる用途が第3-A-1表に掲げるものにあつては、防火対象物の規模（延べ面積）関係なく、当該防火対象物全体に義務付けられる。

第3-A-1表 延べ面積にかかわらず自動火災報知設備が義務付けられる用途

令別表第1の項	防火対象物の用途例	延べ面積
(2)項二	カラオケボックス等の店舗	全 部
(5)項イ	旅館、ホテル等	全 部
(6)項イ	(1) 特定病院	全 部
	(2) 特定社会施設	
	(3) 非特定医療機関（有床系）	
(6)項ロ	老人短期入所施設等 特定社会福祉施設	全 部
(6)項ハ	老人デイサービスセンター等社会福祉施設（利用者を入居させ、または宿泊させるものに限る。）	
(13)項ロ	飛行機または回転翼航空機の格納庫	全 部
(17)項	重要文化財等	全 部

2. 一定規模の延べ面積以上のものに義務付けられるもの

(1) 特定防火対象物

特定防火対象物は、原則として、延べ面積が300 m²以上のものが義務付けられているが、令別表第1(9)項イおよび(16)の3)項にあつては、例外となっている。

第3-A-2表

特定防火対象物（第3-A-1表に掲げるものを除く）に対する設置の義務付け

令別表第1の項	防火対象物の用途例	延べ面積
(9)項	イ 蒸気浴場、熱気浴場	200 m ² 以上
(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場	300 m ² 以上
	ロ 公会堂または集会場	
(2)項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	300 m ² 以上
	ロ 遊技場またはダンスホール	
	ハ 性風俗関連営業店舗等	
(3)項	イ 待合、料理店等	300 m ² 以上
	ロ 飲食店	
(4)項	百貨店、マーケット等の店舗、展示場	300 m ² 以上
(5)項	イ 旅館、ホテル、宿泊所等	
(6)項	イ(4) 非特定医療機関（無床系）	300 m ² 以上
	ハ 老人デイサービスセンター等社会福祉施設（利用者を入居させ、または宿泊させるものを除く。）	
	ニ 幼稚園または特別支援学校	
(16)項	イ 特定防火対象物の用途を含む複合用途防火対象物	※
(16)の2)項	地下街	
(16)の3)項	準地下街	

備考 ※は、延べ面積が500 m²以上で、特定用途防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300 m²以上のもの。

(2) 非特定防火対象物

非特定防火対象物は、原則として、延べ面積が500 m²以上のものが義務付けられているが、令別表第1(11)項、(14)項および(16)項にあつては、例外となっている。

第3-A-3表 非特定防火対象物に対する設置の義務付け

令別表第1の項	防火対象物の用途例	延べ面積
(5)項	ロ 寄宿舎、家宿、共同住宅等	500 m ² 以上
(7)項	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学等	
(8)項	図書館、博物館、美術館等	
(9)項	ロ 蒸気浴場、熱気浴場以外の公衆浴場	
(10)項	車両の停車場、船舶・航空機の発着場	
(12)項	イ 工場または作業場	
	ロ 映画スタジオまたはテレビスタジオ	



(13)項	イ	自動車車庫または駐車場	1,000 m ² 以上
(14)項		倉庫	
(11)項		神社、寺院、教会等	
(14)項		(1)項から(14)項までに該当しない事業場	
(16)項	□	特定防火対象物の用途を含まない複合用途防火対象物	※

備考 ※は、令別表第1(1)項から(16)項までのうち、それぞれの用途の床面積の合計が基準面積に達した場合、当該用途部分について設置。

3. 延べ面積以外により義務付けられるもの

(1) 特定一階段等防火対象物

特定一階段等防火対象物に該当する特定用途防火対象物は、延べ面積に関わらず、設置が義務付けられる。

※ 特定一階段等防火対象物

避難階以外の階に特定用途防火対象物の用途に供される部分が存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階または地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、または総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては1）以上設けられていないもの

(2) 防火対象物の階または部分

防火対象物の階または部分が第3-A-4表に該当する場合には、当該部分に自動火災報知設備の設置が義務付けられる。

第3-A-4表 階または部分

階または部分の用途、状況等	要件、延べ面積等
(16)の2)項（地下街）の部分	(2)項二（カラオケボックス等の店舗） (5)項イ (6)項イ(1)特定病院、(2)特定診療所、(3)非特定医療機関（有床系） (6)項□ (6)項八（利用者を入居させ、または宿泊させるものに限る。）

(2)項イ、□、ハおよび(3)項の用途とこれらを含む(16)項イの防火対象物	地階または 無窓階 で床面積（(16)項イの場合には(2)項イ、□、ハおよび(3)項の用途の部分の床面積の合計）が100 m ² 以上
防火対象物の建築物	地階、無窓階または3階以上の階で床面積が300 m ² 以上
防火対象物の道路の用に供される部分	床面積が屋上部分にあっては600 m ² 以上、それ以外の部分にあっては400 m ² 以上の部分
防火対象物の地階または2階以上の階のうち、駐車用に供する部分が存する階（駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができ構造の階を除く）	当該部分の床面積が200 m ² 以上の部分
防火対象物の11階以上のもの	11階以上の階の部分
防火対象物の通信機械室	床面積が500 m ² 以上の部分

備考※ 「無窓階」とは、「建築物の地上階のうち、避難上または消火活動上有効な開口部を有しない階」とされており、具体的には、第3-A-5表のものとされている。

第3-A-5表 無窓階

防火対象物の階	階の状況
11階以上の階	直径50 cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階（以下「普通階」という。）以外の階
10階以下の階	直径1 m以上の円が内接することができる開口部またはその幅および高さがそれぞれ75 cm以上および1.2 cm以上の開口部を2以上有する普通階以外の階

また、開口部は、次のものでなければならない。

- ① 床面から開口部の下端までの高さは、1.2 m以内であること。
- ② 開口部は、道または道に通ずる幅員1 m以上の通路その他の空地に面したものであること（11階以上の階の開口部を除く。）。
- ③ 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、または容易に破壊することにより進入できるものであること。
- ④ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

